

## 町田市第二次野津田公園整備基本計画懇談会設置要綱

### 第1 設置

野津田公園の整備に関する基本計画（以下「第二次野津田公園整備基本計画」という。）の策定に資するため、町田市第二次野津田公園整備基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### 第2 所掌事務

懇談会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公園施設の整備に関すること。
- (2) 野津田公園に来園する者に係る交通の利便性に関すること。
- (3) 野津田公園の自然環境に関すること。
- (4) 災害が発生した場合における野津田公園の役割に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 懇談会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 3人以内
  - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 2人以内
  - (3) 公募による市民 2人以内

### 第4 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

懇談会の庶務は、都市づくり部公園緑地課において処理する。

#### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、2013年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2014年3月31日限り、その効力を失う。